平成２６年１１月２６日

（知事部局）

非常勤職員の交通費の改正について（提案）

１　提案理由

現在、非常勤職員（非常勤特別嘱託員、非常勤若年特別嘱託員、非常勤嘱託員及び非常勤作業員）の通勤にかかる交通費（以下「交通費」という。）については、１月の通勤定期券若しくは１日の普通乗車券の１月分を基礎として算出した額を報酬に加算し支給しているところであるが、より勤務実績に応じた支給方法とするため、以下のとおり改正する。

２　提案内容

　（１）複数月定期券に基づく算定方法の導入

雇用開始から雇用終了までの期間について、６箇月・３箇月・１箇月の各定期券又は普通乗車券の組み合わせの中で最も低廉となる組み合わせの額を支給する。

　（２）交通費の支給額の算定及び支給方法

定期券の価額で算定する場合は、当該価額を支給し、普通乗車券の価額で算定する場合は、勤務１日あたりの交通費を、当該月の勤務日数に応じて支給する。

　（３）交通用具を利用する場合の交通費

　　　交通用具を利用する場合の交通費については、距離に応じた日額単価を設定し、雇用期間中の勤務日数に乗じて得た額を支給する。

【日額単価表】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用距離 | 支給基礎額  （日額） | 通勤が困難な障がいを有する職員の  支給基礎額（日額） | 使用距離 | 支給基礎額（日額） | 通勤が困難な障がいを有する職員の支給基礎額（日額） |
| ～　２キロ | ― | １４５円 | ３０キロ～３５キロ | ９３５円 | １，１６０円 |
| ２キロ～　５キロ | １００円 | ３５キロ～４０キロ | １，０８０円 | １，３３５円 |
| ５キロ～１０キロ | ２１０円 | ３００円 | ４０キロ～４５キロ | １，２２０円 | １，４９５円 |
| １０キロ～１５キロ | ３５５円 | ４７０円 | ４５キロ～５０キロ | １，３１０円 | １，６６５円 |
| １５キロ～２０キロ | ５００円 | ６４０円 | ５０キロ～５５キロ | １，４００円 | １，８４０円 |
| ２０キロ～２５キロ | ６４５円 | ８１０円 | ５５キロ～６０キロ | １，４９０円 | ２，０１０円 |
| ２５キロ～３０キロ | ７９０円 | ９８５円 | ６０キロ～ | １，５８０円 | ２，１８０円 |

　※支給基礎額は、本年度の人事委員会勧告を踏まえた常勤職員における「交通用具使用者にかかる通勤手当」の条例改正を前提とした額。

（４）交通費の支給時期

　①定期券の価額を支給する場合は、原則として、当月（６箇月・３箇月定期の場合は当該定期券の使用開始月）の１７日

　②普通乗車券の価額及び交通用具を利用する場合の交通費を支給する場合は、原則として、翌月の１０日

（５）転居等を伴う経路変更があった場合の交通費の算定及び精算

雇用期間の途中で交通費算定経路の変更があった場合は、事実発生日より経路変更後の交通費を支給することとし、事実発生日以降の変更後の経路に係る額から、変更前の経路に係る定期券を事実発生日の前日に払い戻したものとして得られる額を差し引いた額を、事実発生日以降の支給時期（１７日又は１０日）に精算する。

（６）雇用期間中に死亡退職した際の交通費の精算

　　雇用期間の途中で死亡退職した場合は、退職後の交通費について精算を行う。

（７）勤務実績を確認して行う精算

　　　定期券の価額で支給されている非常勤職員については、当該定期券認定期間が終了した後、１日の普通乗車券の価額に定期券による算定期間における勤務した日数を乗じて得た額と定期券の価額を比較し、１日の普通乗車券の価額に定期券による算定期間における勤務した日数を乗じて得た額の方が低廉であった場合は、交通費の精算を行う。

ただし、当該期間の定期券を購入していたことが確認できる場合は、精算を行わない。

（８）年休・有給の特別休暇取得時の交通費

普通乗車券及び交通用具を利用する場合の交通費について、年休及び有給の特別休暇を取得し、勤務実績がない日については、交通費は支給しない。

３　実施時期

　平成２７年４月１日

４　協議期限

　平成２６年１２月２４日